

令和8年度仁万漁港区域内工事掘削土(浚渫砂)売却に係る仕様書

仁万漁港区域内工事掘削土(浚渫砂)売買契約における物件の引き渡しにあたっては、本仕様書によるものとする。

第1条 引き渡し場所

引き渡し場所を、大田市仁摩町(仁万漁港区域内)とする。(別添位置図のとおり)

第2条 数量

引き渡し前の状態において、2,428m³とする。

第3条 対象土砂の土質

砂質土。

第4条 引き渡し前の状態

引き渡し前の状態は、別添写真のとおりとする。

第5条 引き渡し方法

引き渡しは、買受け者の積込み及び搬出により行うものとする。

第6条 対象土砂の利用及び発生土の処理

対象土砂は、骨材として利用するものとし、分別や洗浄等の過程で残土が発生する場合は、「島根県建設副産物処理要領」に準じて、適切に処理するものとする。

第7条 砂利採取計画の認可

対象土砂の利用において洗浄を行う場合は、砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条に基づく採取計画の認可を受けること。

第8条 搬出期間

契約日から令和8年8月31日(月)までとする。

第9条 作業可能日時

作業可能日は、原則として日曜・祝祭日を除き、時間帯は、8:30~17:00とする。

第10条 積込み

積込みにあたっては、以下について遵守するものとする。

1. 積込みに必要となる安全対策を講じること。また、施工中に自然崩壊等が生じた場合、あるいはそれらを生じる恐れがあるときは、その処置方法について監督職員と協議すること。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、応急措置をとった後、速やかに監督職員に報告すること。
2. 積込みに際して、土質に著しい変化が認められた場合は、監督職員と協議すること。
3. 対象土砂はシート被覆してあるため、積込み後はシート(土のう袋等の固定材を含む)を集積のうえ、現地に残置しておくこと。

第11条 運搬

運搬にあたっては、以下について遵守するものとする。

1. 積載超過のないようにすること。
2. ダンプトラックのさし枠装着車等による違法運行は行わないこと。
3. 沿道住民及び港湾区域利用者等に迷惑がかからないよう安全運転、騒音・粉じん防止、及び公道の美化に努めること。

第12条 引き渡しの完了

引き渡しの完了は、写真及び現地において対象土砂の搬出後の地盤を確認することにより行う。

第13条 監督員

当該契約の適正な履行を確保するため、島根県会計規則第70条の規定により監督職員を置くものとする。

位置図

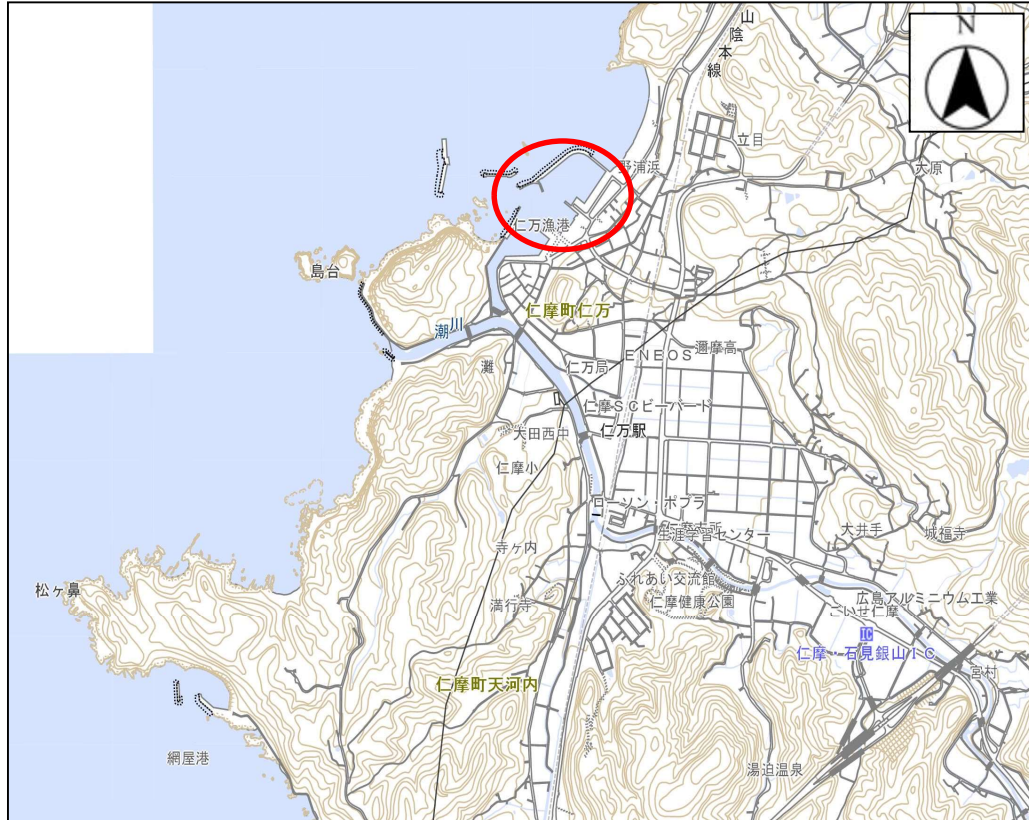


写真
仁万漁港区域内工事掘削土



仮置き状況



シート被覆前状況